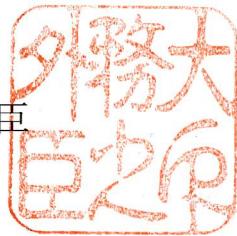


情報公開第00053号
令和 4年 4月 6日

山中 理司 様

外務大臣



裁決書の謄本送付について

令和 3年 5月24日付けでなされた審査請求に対する裁決書の謄本を送付します。

付属添付

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第3項の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する物は法務大臣となります。）同法第12条に規定するの裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以上

裁 決 書

大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル3階 林弘法律事務所

審査請求人 山中 理司

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「法」という。）に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等（令和3年5月6日付け情報公開第00387号、以下「原決定」という。）に対して、上記審査請求人が令和3年5月17日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

審査請求の要旨

本件開示決定を取り消すとの決定を求める。

裁決の理由

再度検討した結果、本件対象文書を特定し、開示とした原決定は妥当であると判断するに至った。

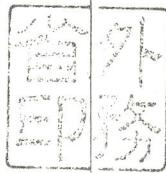
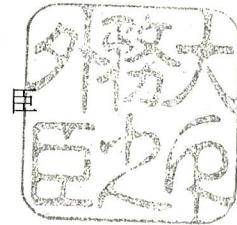
よって、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査請求に関し、法19条第1項の規定に基づき、令和3年6月15日付け情報公開第00941号により情報公開・個人情報保護審査会

に諮詢を行い、令和4年3月7日付け令和3年度（行情）答申第564号を得た。

令和4年4月6日

外務大臣



本書は、裁決書の謄本である。



令和 4年 4月 6日

外務省大臣官房総務課長

